

勤務条件に関する措置要求制度

(※ この制度は、福岡市職員だけに限定された制度です。
福岡市職員以外の方は要求できません。)

1 概要

勤務条件に関する措置要求は、市職員から自己の勤務条件の維持・改善について要求があった場合に、人事委員会が当該勤務条件が適正であるかどうか審査する制度です。

人事委員会は、措置要求をした職員の主張に理由があると認めた場合は、要求を認める判定をするとともに、所定の機関に対し必要な勧告を行います。

2 措置要求をすることができる職員

措置要求できる者とできない者を区分すると次のとおりです。

措置要求できる者	① 行政職員 ② 医療職員 ③ 消防職員 ④ 教育職員	※①～④のうち以下の職員も含みます。 a. 条件付採用期間中の職員 b. 再任用職員 c. 任期付職員 d. 会計年度任用職員 e. 臨時的任用職員
措置要求できない者	ア 技能・労務職員 イ 企業職員（水道局・交通局職員） ウ 特別職（地方公務員法第3条第3項）の職員 エ 株式会社への退職派遣者，退職者など市職員としての身分を保有していない者 ※上欄のa～eに該当する職員であっても，上記ア～イに属する職員は対象外となります。	

3 措置要求の対象となる勤務条件

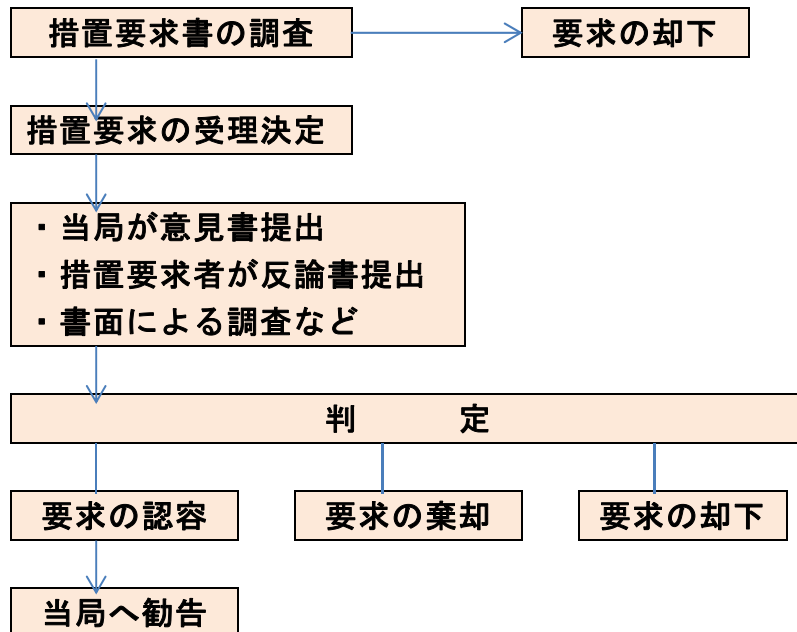
措置要求の対象となるものとならないものを例示すると次のとおりです。

措置要求の対象となる	・ 勤務時間，休暇，休業，休日 ・ 給料，手当，旅費 ・ 執務環境，福利厚生 ・ 安全衛生
措置要求の対象とならない	・ 直接かつ具体的に自己の勤務条件の維持改善を求めるものでないもの（自己の経済的地位の向上に関連しないもの） ・ 市の管理運営事項（予算，組織，定数，個別具体的な人事権の行使など） ・ 職務内容，職務命令 ・ 損害賠償，謝罪 ・ 当局の権限において実現できないこと

4 措置要求の処理の流れ

措置要求をしようとするときは、人事委員会規則で定める所定の様式の措置要求書（正副各1通）を人事委員会に提出しなければなりません。

措置要求書の提出があると、人事委員会は、次のような手続によってその処理を進めていきます。



<措置要求制度についてのお問い合わせ>

福岡市人事委員会事務局 審査課 公平審査担当
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所本庁舎議会棟5階
電話番号 092-711-4690（直通）、7112（内線）
ファクス番号 092-711-5866